

事務連絡  
平成31年4月19日

関係各位

横浜検疫所 食品監視課

### 大型連休中の食品監視業務について

平素は当課の行う輸入食品監視業務につきまして御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、大型連休中の一時閉庁について検討して参りましたが、全国的な港湾ストライキの状況が不透明であることを鑑み、当課の取扱いは下記のとおりとしますので、御承知願います。

#### 記

##### 1 閉庁期間

平成31年4月27日（土）から令和元年5月6日（月）まで

##### 2 その他

- (1) 大型連休中の食品等の輸入手続については、事前届出制度、平成14年9月18日付け食検発第0918001号「貨物搬入前の届出済証の交付について」に基づき、貨物搬入前に届出済証の交付を受ける等、十分な準備を行うようお願いします。
- (2) 検査命令該当貨物のうち、閉庁期間中に検査結果が判明し、閉庁期間中に輸入通関を希望する場合は、平成31年4月25日（木）までに当課にご連絡ください。
- (3) 生鮮貨物のうち、1の閉庁期間中に対応が必要なものについては、事前に連絡があったものに限り、閉庁期間中であっても時間を定めた対応を検討しますので、平成31年4月25日（木）までに当課にご連絡ください。

本件に関する連絡担当者  
横浜検疫所食品監視課  
TEL：045-201-0505  
FAX：045-212-0640  
担当：矢川・熊谷